

## ■第415回食品安全委員会

日時：平成24年1月19日（木） 14：00～15：40

傍聴者：29名

### 議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）微生物・ウイルス 1品目

1）食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定することについて

・厚生労働省から説明。

・本件については、微生物・ウイルス専門調査会において審議することとなった。

\* リステリアは、河川水や動物の腸管内など自然界に広く分布する芽胞非形成グラム陽性の短桿菌です。本菌は、4℃以下の低温条件や12%食塩濃度下でも増殖が可能など高い環境抵抗性を有することから、乳製品、食肉加工品等の調理済みで低温保存される食品でも食中毒の原因となります。

（イ）食品中の放射性物質の規格基準を設定することについて

・厚生労働省から説明。

・本件については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないときは、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を関係各大臣に通知することができるものとする。」という規定に基づき、現時点で改めての食品健康影響評価は行わないこととなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

1）「クレソキシムメチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

2）「テブフロキン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

3）「ビキサフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

4）「フルトリアホール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 1）殺菌剤で、小麦、きゅうり、かんきつ類、りんご、なし等に使用します。ズッキーニ及びかえで（葉）への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

\* 2）殺菌剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。

\* 3）殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦、ライ麦、畜産物等へのインポートトレランス（国外で使用する農薬に係る残留基準）申請がされています。

\* 4）殺菌剤で、果実、豆、穀物、バナナ、コーヒー、畜産物等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）松原内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

・同大臣から挨拶が行われた。

（4）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1）「DP-N0. 1株を利用して生産されたアスパルテーム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

2）「BDS株を利用して生産されたL-セリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

3）「RGB株を利用して生産されたL-アルギニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

4）「CNO1-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

5）「KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・ 1)、2)、3)、5)については、取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- ・ 4)については、取りまとめられた評価書(案)について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- \* 1) 甘味料として使用される食品添加物です。
- \* 2) 飲料などの調味料として使用される食品添加物です。
- \* 3) 栄養補給を目的として使用される食品添加物です。
- \* 4) 5) 調味料として使用される食品添加物です。

(5) 新開発食品専門調査会における審議結果について

- 1) 「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
  - 2) 「大人ダカラ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
  - ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
  - \* 1) 大豆ペプチドを関与成分とし、血圧が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするしょうゆ加工品形態の食品です。
  - \* 2) ケルセチン配糖体を関与成分とし、体脂肪が気になる方、お腹周り・ウエストサイズが気になる方、肥満が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品です。

(6) 食品安全関係情報(12月17日~1月5日収集分)について

- ・事務局から説明。

(7) 食品安全委員会の12月の運営について

- ・事務局から説明。